

# 伊豆の国市農業委員会 5月定例会議議事録

開催日時 令和8年5月11日(月)  
午後2時30分～午後4時30分  
場 所 あやめ会館3F多目的ホール

出席委員： 12人 欠席： 1人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	遠藤照彦	5	松下満雄	9	土田哲	13	萩原一英	事務局	小坂高一郎
		6	與五澤文義	10	窪井千容	14	鈴木宗雄		小澤竜哉
3	中川謙一	7	渡邊伸一	11	天野進				福本南斗
4	土屋克彦	8	内田久	12	星合省吾				

推進委員： 11人 欠席： 0人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	杉山芳喜	4	岡本仁	7	渡邊光一	10	土屋栄
2	白井孝	5	久保田正一	8	田中正男	11	重田庄八郎
3	高梨誠	6	渡邊一弘	9	平木宏		

## 議事の内容

審議案件 議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・10件  
議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・1件

その他 農用地利用集積等促進計画案に関する意見照会  
会計検査院第4局農林水産検査第1課会計実地検査について  
タブレット周辺機器の回収について  
関連書類の廃棄について

<p>開 会 事務局長</p>	<p>ただ今から5月定例農業委員会を開催します。          なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。          本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。          それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>議事録署名人指名 会 長</p>	<p>それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。7番渡邊委員、8番内田委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。</p>
<p>審議案件 【議案第1号】 会 長</p>	<p>○【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】          議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。          議案第1号1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号1番について「朗読」          議案第1号「農地法第3条許可」の1番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。          譲受人の経営面積は9,227㎡です。譲受人の年齢は42歳で、農作業経験は14年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはいちごを栽培する予定です。申請地は自宅から車で3分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で130万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、南条地区の担当委員は私です。</p>
<p>会 長</p>	<p>(議案第1号1番農地法第3条許可について説明)</p>
<p>会 長</p>	<p>私の補足説明を終わります。続いて南条地区担当の田中推進委員から意見をお願いします。</p>
<p>田中推進委員</p>	<p>(議案第1号1番農地法第3条許可について意見)</p>
<p>会 長</p>	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。           質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
<p>会 長</p>	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。           (挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。          挙手全員と認め、本案件は承認されました。          続いて、議案第1号2番から4番については関連がありますので、一括して審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第1号2番から4番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の2番から4番について説明します。場所と写真は資料番号②③④をご覧ください。</p> <p>借人の市内経営面積は28,032.2㎡で、沼津市の耕作面積を合わせると、合計で93,518.56㎡になります。譲受人の年齢は57歳で、農作業経験は35年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は年間10aあたり3万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願ひします。
内田委員	(議案第1号2番～4番農地法第3条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊光一推進委員	(議案第1号2番～4番農地法第3条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願ひします。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて、議案第1号5番から6番については関連がありますので、一括して審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号5番から6番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の5番から6番について説明します。場所と写真は資料番号⑤⑥をご覧ください。</p> <p>譲受人の経営状況は前述しているため省略します。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10aあたり20万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂

	地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願ひします。
内田委員	(議案第1号5番～6番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
渡邊光一推進委員	(議案第1号5番～6番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願ひします。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号7番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号7番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の7番について説明します。場所と写真は資料番号⑦をご覧ください。 借人の経営状況は前述しているため省略します。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で20分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は年間10aあたり3万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願ひします。
萩原委員	(議案第1号7番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の重田推進委員から意見をお願いします。
重田推進委員	(議案第1号7番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。

会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は举手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は举手願います。
	(举手全員)
会 長	ありがとうございました。 举手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号8番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号8番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の8番について説明します。場所と写真は資料番号⑧をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人の父所有の農地は6,137.3㎡ですが、本人名義の経営面積は0㎡であり、本案件で1,000㎡になります。譲受人の年齢は51歳で、農作業経験は10年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはサツマイモや花卉を栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくをお願いします。
内田委員	(議案第1号8番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一進委員から意見ををお願いします。
渡邊光一進委員	(議案第1号8番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は举手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。  質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は举手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は举手願います。
	(举手全員)
会 長	ありがとうございました。 举手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号9番について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>議案第1号9番について「朗読」  議案第1号「農地法第3条許可」の9番について説明します。場所と写真は資料番号⑨をご覧ください。  譲受人の市内の個人所有面積は791㎡で、沼津市の耕作面積を合わせると、合計で25,700.76㎡になります。譲受人の年齢は66歳で、農作業経験は43年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は現在の自宅から5kmほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願ひします。</p>
<p>内田委員</p>	<p>(議案第1号9番農地法第3条許可について説明)</p>
<p>会長</p>	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一進委員から意見をお願いします。</p>
<p>渡邊光一進委員</p>	<p>(議案第1号9番農地法第3条許可について意見)</p>
<p>会長</p>	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
<p>会長</p>	<p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
<p>会長</p>	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願ひします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。  挙手全員と認め、本案件は承認されました。  議案第1号10番について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号10番について「朗読」  議案第1号「農地法第3条許可」の10番について説明します。場所と写真は資料番号⑩をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。  譲受人の経営面積は0㎡ですが、本案件で1,317㎡になります。譲受人の年齢は29歳で、農作業経験は5年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては果樹や露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は2筆で150万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願ひします。</p>

萩原委員	(議案第1号10番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の重田推進委員から意見ををお願いします。
重田推進委員	(議案第1号10番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。  質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。  (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
審議案件 【議案第2号】 会 長	○【議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件】 議案第2号「農地法第5条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第2号1番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第2号1番について「朗読」 議案第2号「農地法第5条許可」の1番について説明します。場所と写真は資料番号㊸をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 借人は沼津市でミカン栽培を営んでいる認定農業者です。この度、北江間の農地を借りてミカン栽培を行うにあたり、申請地が道路高よりも低く、今後の営農の効率化を考え道路高まで盛土を行うため申請を行うものです。 申請地は、農振農用地であり、原則として転用は許可されない農地ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められたものであり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、不許可の例外に該当すると考えます。申請地周辺について用地選定を行った土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。一時転用期間は5ヶ月間です。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。無償貸借のため賃料は発生しません。 現地確認については、5月7日(木)に萩原委員と重田推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくをお願いします。
萩原委員	(議案第2号1番農地法第5条許可について説明)

会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の重田推進委員から意見をお願いします。
重田推進委員	(議案第2号1番農地法第5条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
会 長	続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。 それでは事務局説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は意見なしとして提出します。
会 長	その他事務局より何かありますか。
その他 事務局長	○会計検査院第4局農林水産検査第1課会計実地検査について ○タブレット周辺機器の回収について

<p>閉 会 事務局長</p>	<p>○関連書類の廃棄について</p> <p>以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。</p> <p>次回は令和8年6月10日(水)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所は葦山文化センター(時代劇場)の映像ホールです。それでは5月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。</p>
---------------------	---